

## 完了検査申請前の変更一覧表・変更図の事前提出のお願いについて

建築確認審査等の厳格化を含む改正建築基準法が6月20日に施行され、告示に定められた指針に基づき、これまで以上に詳細かつ厳格な審査・判定を行うことが原則となりました。

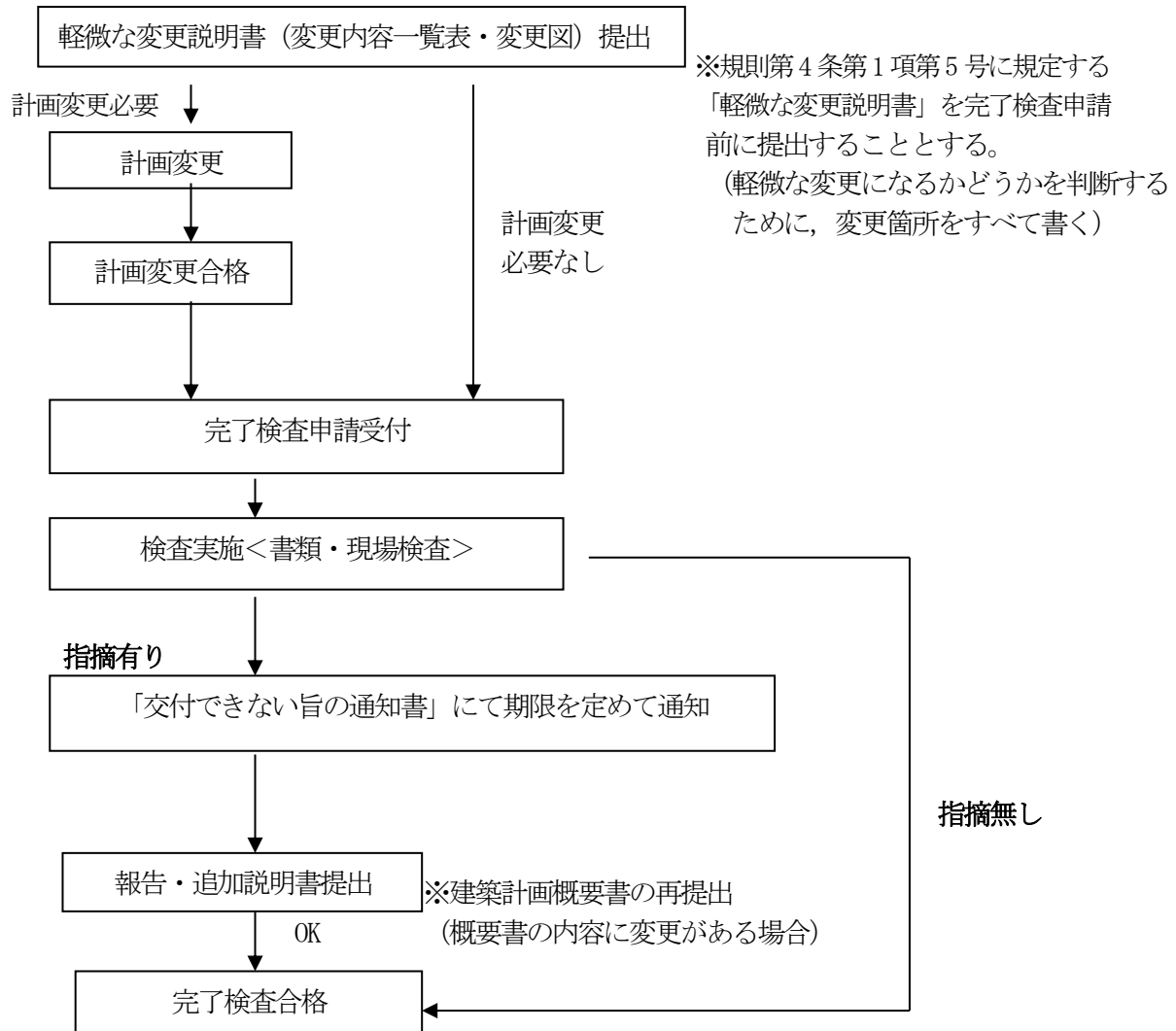
それにより、完了検査申請書を受け付けた後は、計画変更が受理できないこととなっております。

※あらかじめ計画変更確認の手続きを行うべきであるにもかかわらず、これを行っていない者に対しては、基準法第99条第1項第3号の規定による罰則の適用があります。

そのため、計画変更の可否を判断するため、完了検査申請を行う前には、あらかじめ確認済証交付後に変更した内容をまとめた表(以下、「変更一覧表」という。)及び変更箇所を明示した図面(以下、「変更図」という。)を作成の上、事前に提出下さい。

なお、その内容をチェックし軽微な変更該当しない場合には、計画変更の手続きが必要となりますので、十分な期間をもって提出するよう、お願いします。

### フロー図



※ 中間検査については、受理後の計画変更は許容されていますが、計画変更が必要な場合は工事を中止しなければならない為、完了検査と同様に、事前に変更一覧表・変更図の提出をお願いします。

(施行規則第4条の8第1項第4号により、軽微な変更があれば、完了検査申請書に当該変更の内容を記載した書類を添付する必要があります)